軽自動車税　税率(税額)表

●四輪車等

区分(車種)				税率(税額)※1		重課税率※2
				旧税率	新税率	
軽自動車	三輪(660cc 以下)			3,100 円	3,900 円	4,600 円
	四輪 (660cc 以下)	乗用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
			自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		貨物用	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
			自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円

※1 三輪以上の軽自動車については、平成27年3月31日以前に新規登録した車両は旧税率を、平成27年4月1日以降に新規登録した車両は新税率を適用します。

※2 新規登録後13年が経過した車両(平成25年3月以前の新規登録車両)は重課税率を適用します。
ただし、電気、天然ガス、メタノール、ガソリンハイブリッドおよび被けん引車の各車両は対象外です。

自動車検査証の「初度検査年月」の記載された年月により、旧税率、新税率、重課税率を適用します。

●グリーン化特例

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに新規登録した軽四輪などのうち、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについては、令和8年度分の軽自動車税に限り、グリーン化特例(税率軽減)を適用します。

なお、令和7年度グリーン化特例適用車両は、令和8年度から本来税率(上記新税率)となります。

区分(車種)				税率(税額)		
				(ア)	(イ)	(ウ)
軽自動車	三輪(660cc 以下)			1,000 円	2,000 円	3,000 円
	四輪 (660cc 以下)	乗用	営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円
			自家用	2,700 円	ー	ー
		貨物用	営業用	1,000 円	ー	ー
			自家用	1,300 円	ー	ー

(イ)令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準90%達成車

(ウ)令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準70%達成車

※(イ)、(ウ)については、乗用営業用のガソリン車・ハイブリッド車のうち、平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車に限ります。

※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

●二輪車等

区分(車種)		税率(税額)
原動機付自転車	50cc 以下又は定格出力 0.6kW 以下	2,000 円
	90cc 以下又は定格出力 0.8kW 以下	2,000 円
	125cc 以下又は定格出力 1.0kW 以下	2,400 円
	125cc 以下かつ最高出力 4.0kW 以下(新基準)	2,000 円
	特定小型	2,000 円
ミニカー(側面のあるもの)	50cc 以下	3,700 円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400 円
	その他のもの	5,900 円
二輪の小型自動車(小型二輪)	250cc超	6,000 円
二輪の軽自動車(軽二輪)	125cc 超～250cc以下	3,600 円

＜お問合せ先＞
津幡町役場　町民生活部税務課　軽自動車税担当
TEL:076-288-2123　FAX:076-288-7935